



～生前贈与の注意点～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



生前贈与は、相続対策として有効な対策のひとつです。しかし、きちんとした生前贈与をしておかなければ、「贈与の事実を否認」されてしまうこともあります。これではせっかくの生前対策も意味がなくなってしまう。生前贈与を実施する際には、次の点を注意することが必要です。

●贈与した事実を残すように

贈与は自己の財産を無償で相手に与える意思表示をし、相手を受諾することによって成立します。贈与者と受贈者の合意の無いものは、贈与が成立したことになりません。贈与の成立を明確にするため、贈与契約書を作成しましょう。

贈与契約書を作成し、贈与者と受贈者が署名・押印しておけば贈与の事実を証明することができます。

●定期金の贈与とみなされないように

「定期金の贈与」とみなされてしまえば、一括して贈与税が課税されるリスクがあります。たとえば、5年間にわたり毎年110万円を贈与した場合、その初年度に550万円を贈与したものとみなされて課税されてしまう可能性があります。これは、あらかじめ毎年同額ずつ贈与することが、贈与者と受贈者で決まっており、1年ごとに贈与したのではなく、これを取り決めた初年度にまとめて定期金の権利（一定期間に毎年同額の贈与を受ける権利）を贈与したとみなされてしまうのです。

連年で贈与をする場合には、その贈与の都度、贈与契約書を作成することが大切です。

●生前贈与は早めに始めましょう

贈与した日から3年以内に相続が発生した場合、相続人に生前贈与された財産は相続財産とみなされ、相続税の課税対象に含まれてしまいます。

相続の直前にあわてて生前贈与するのではなく、早い段階から生前贈与を始めるのが効果的です。

●銀行振込(口座振込)で贈与しましょう

贈与の事実を証明するために、現金を贈与する場合には、銀行などの金融機関を通じて、贈与者の口座から受贈者の口座に振り込むようにしましょう。ただし、口座名義が受贈者であっても、実際は贈与者が管理（口座開設、預金、通帳・印鑑・キャッシュカードの保管）しているような場合は、名義預金（借名預金）として贈与者の財産（相続財産）と認定されてしまう事があります。名義預金（借名預金）と認定されないように、受贈者の口座は受贈者自身がしっかり管理しなければいけません。

●贈与税の申告と納付をしましょう

1年間の贈与財産の合計額が、基礎控除額の110万円を超える場合には、贈与税の申告及び納付します。後日の為に、その控えを保管しましょう。

贈与税の申告は、受贈者が、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日の間に行う必要があります。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp